

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1	1-002100

2. 指名停止措置期間

令和3年10月6日 から 令和3年11月5日 まで 1か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

鹿島建設(株)の元社員(東北支店営業所長)は、環境省福島地方環境事務所発注工事において、下請業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第15号(1)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) (略)	当該認定をした日から 1月以上9月以内